

令和6年第3回春日井市議会定例会提出議案目次〔I〕

議案番号	議 題	
第48号議案	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第3号）……………	1
第49号議案	令和6年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第1号）……………	4
第50号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
第51号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について……………	8
第52号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について……………	11
第53号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	15
第54号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について……………	17
第55号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	19
第56号議案	春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	21
第57号議案	尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例について……………	23
第58号議案	鷹来公民館大規模改修工事（建築）の請負契約について…	25
第59号議案	鷹来公民館大規模改修工事（機械）の請負契約について…	27
第60号議案	中央公園グラウンド改修工事の請負契約について……………	28
第61号議案	前高グラウンド改修工事の請負契約について……………	29
第62号議案	名鉄小牧線春日井駅東口新設事業に関する工事の基本協定について……………	30
第63号議案	宮南橋架替工事の請負契約について……………	31
第64号議案	庄内川桜佐排水樋管撤去工事の請負契約について……………	32
第65号議案	消防自動車の取得について……………	33
報告第2号	令和5年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて……………	35

報告第3号	令和5年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて……………	39
報告第4号	令和5年度春日井市水道事業会計継続費の逡次繰越しについて……………	45
報告第5号	令和5年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて……………	49
報告第6号	令和5年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて…	53
報告第7号	令和5年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて……………	57
報告第8号	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について……………	61
報告第9号	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について……………	71
報告第10号	（仮称）消防署整備工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	84
報告第11号	鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について……………	86
報告第12号	鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について……………	88
報告第13号	鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について……………	90
報告第14号	旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事の変更契約の専決処分について……………	92
報告第15号	損害賠償の額の決定に関する専決処分について……………	94

第 48 号議案

令和 6 年度春日井市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度春日井市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 460,747 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 123,352,834 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		24,455,982	298,800	24,754,782
	2 国庫補助金	8,411,388	298,800	8,710,188
20 繰入金		3,920,211	161,947	4,082,158
	1 繰入金	3,920,211	161,947	4,082,158
歳入合計		122,892,087	460,747	123,352,834

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		16,381,736	460,747	16,842,483
	1 保健衛生費	5,706,632	460,747	6,167,379
歳出合計		122,892,087	460,747	123,352,834

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	塵芥収集車購入	48,000

第 49 号議案

令和 6 年度春日井市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度春日井市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第 2 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額、年度及び年割額を次のとおり改める。

（単位：千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改良費	名鉄小牧線 横断雨水管渠 整備事業	1,160,500	6	113,300	1,219,900	6	113,300
				7	1,047,200		7	1,047,200
							8	20,900
							9	12,100
							10	26,400

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 50 号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4危険手当の項中

(5) 交通を遮断することなく道路の維持、補修等の現場作業に従事した場合	日額240円	
--------------------------------------	--------	--

を

(5) 交通を遮断することなく道路の維持、補修等の現場作業に従事した場合	日額240円		
(6) 異常な自然現象又は大規模な事故により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う災害対策業務に従事した場合	正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策本部による災害対策業務	屋外での作業を含む業務	日額1,080円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額1,620円）
		上記以外の業務	日額710円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額1,065円）
	市の区域外に派遣されて行う災害対策業務		日額2,160円（その勤務の一部又は全部が深夜において行われた場合は、日額3,240円）

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 改正後の春日井市職員の給与に関する条例の規定は、令和6年1月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、災害対策業務に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため必要があるからである。

第 51 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	区分	勤務年数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長		円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長		10,800	11,650	12,500
団員		9,100	9,950	10,800

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 新条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた新条例第

5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため必要があるからである。

第 52 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第49条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第53条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第65条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第65条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第125条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第125条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第10条の2中第18項を第20項とし、第15項から第17項までを2項ずつ繰り下げ、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第13項を第14項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第53条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日井市市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第7項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに取得された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第16項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに整備された地方税法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第16項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに整備された地方税法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税について適用する。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合を定める等のため必要があるからである。

第 53 号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年春日井市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1「6 市長」の項及び別表第2「1 市長」の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、生活保護法の一部改正に伴い、規定を整備するため必要があるからである。

第 54 号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

春日井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市手数料条例の一部を改正する条例

春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表「14 証明等手数料」の表病院等における病後児保育の項中「病後児保育」を「病児・病後児保育」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、新たに病児保育に係る手数料を設けるため必要があるからである。

第 55 号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士等の配置基準を改定するため必要があるからである。

第 56 号議案

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年春日井市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園及び幼稚園に限る。」とあるのは「特別利用教育を提供している施設に限る。」と、」を加え、「同号」とあるのは「同条第1号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、規定を整備するため必要があるからである。

第 57 号議案

尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業施行条例を廃止
する条例について

尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を
次のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業施行条例を廃止 する条例

尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業施行条例（平成5年春日井市条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年春日井市条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表土地区画整理審議会委員の項及び土地区画整理評価員の項を削る。

説 明

この案を提出するのは、尾張都市計画事業勝川駅南口周辺土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するため必要があるからである。

第 58 号議案

鷹来公民館大規模改修工事（建築）の請負契約について

鷹来公民館大規模改修工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鷹来公民館大規模改修工事（建築）
- 2 契 約 金 額 390,280,000円
- 3 契約の相手方 春日井市松河戸町1463番地
TSUCHIYA株式会社春日井営業所
- 4 工 事 内 容 公民館棟
鉄筋コンクリート造2階建
建築面積 907.84㎡
延べ面積 1,340.00㎡

陶芸・実習室棟

軽量鉄骨造平屋建

建築面積 93.57 m²

延べ面積 89.44 m²

第 59 号議案

鷹来公民館大規模改修工事（機械）の請負契約について

鷹来公民館大規模改修工事（機械）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鷹来公民館大規模改修工事（機械）
- 2 契 約 金 額 1 7 2, 0 2 9, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市大泉寺町429番地 1
株式会社 S u n a i r
- 4 工 事 内 容 機械設備工事一式

第 60 号議案

中央公園グラウンド改修工事の請負契約について

中央公園グラウンド改修工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 中央公園グラウンド改修工事
- 2 契 約 金 額 258,500,000円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組
- 4 工 事 内 容 中央公園グラウンド改修工事一式

第 61 号議案

前高グラウンド改修工事の請負契約について

前高グラウンド改修工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 前高グラウンド改修工事
- 2 契 約 金 額 1 3 9, 3 6 1, 2 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市高蔵寺町 3 丁目 39 番地
王春工業株式会社
- 4 工 事 内 容 前高グラウンド改修工事一式

第 62 号議案

名鉄小牧線春日井駅東口新設事業に関する工事の基本協定について

名鉄小牧線春日井駅東口新設事業に関する工事について次のとおり基本協定の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 名鉄小牧線春日井駅東口新設事業に関する工事
- 2 協 定 金 額 4, 2 3 3, 0 0 0, 0 0 0 円
- 3 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号
名古屋鉄道株式会社
- 4 工 事 内 容 自由通路 橋長 3 9 m
幅員 4 m
駅施設 東口駅舎新設
西口駅舎移設
ホーム相対式化

第 63 号議案

宮南橋架替工事の請負契約について

宮南橋架替工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 宮南橋架替工事
- 2 契 約 金 額 3 6 9, 0 2 8, 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町 4 丁目 32 番地
株式会社松浦組
- 4 工 事 内 容 架替工事一式

第 64 号議案

庄内川桜佐排水樋管撤去工事の請負契約について

庄内川桜佐排水樋管撤去工事について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 庄内川桜佐排水樋管撤去工事
- 2 契 約 金 額 4 2 7, 0 8 8, 9 7 0 円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号
国土交通省中部地方整備局
- 4 工 事 内 容 排水樋管撤去 1 基

第 65 号議案

消防自動車の取得について

次のとおり消防自動車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 17 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 災害対応特殊消防ポンプ自動車（2 台）
- 2 取 得 価 格 97,570,000 円
- 3 契約の相手方 名古屋市中区上前津二丁目12番1号
日本機械工業株式会社名古屋営業所

報告第2号

令和5年度春日井市一般会計継続費の逡次繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により継続費繰越し計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続 の 総 費 額	令和5年度継続費予算現額		
				予算計上額	前 年 度 繰 越 額	計
3 民生費	2 児童福祉費	鳥居松子どもの家 リニューアル工事	18,000,000	16,400,000	802,800	17,202,800
4 衛生費	3 清掃費	クリーンセンター 施設再整備	17,037,400,000	1,054,300,000	345,300	1,054,645,300
		クリーンセンター 第2工場消火設備 設置工事	124,000,000	10,000,000		10,000,000
10 教育費	2 小学校費	鳥居松小学校校舎等 リニューアル工事	1,791,000,000	995,200,000	469,729,916	1,464,929,916
		白山小学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	96,000,000	29,000,000		29,000,000
		味美小学校校舎等 リニューアル工事	2,505,000,000	532,000,000		532,000,000
		篠木小学校校舎等 リニューアル工事	2,802,000,000	380,000,000		380,000,000
	3 中学校費	中部中学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	105,000,000	33,000,000		33,000,000
		東部中学校校舎等 リニューアル工事	2,859,000,000	419,000,000		419,000,000

(単位：円)

支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 通 繰 年 越 度 次 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他
15,963,975	1,238,825	1,238,825	138,825		1,100,000	
1,051,736,100	2,909,200	2,909,200	1,509,200		1,400,000	
6,000,000	4,000,000	4,000,000	1,100,000		2,900,000	
384,381,469	1,080,548,447	1,080,548,447	21,538,447	211,310,000	847,700,000	
18,970,000	10,030,000	10,030,000	10,030,000			
	532,000,000	532,000,000	97,000	72,503,000	459,400,000	
	380,000,000	380,000,000	158,000	76,742,000	303,100,000	
25,390,000	7,610,000	7,610,000	7,610,000			
	419,000,000	419,000,000	75,000	82,625,000	336,300,000	

報告第3号

令和5年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市史編さん業務	18,541,000
		西部ふれあいセンター 冷温水発生機更新工事	140,000,000
	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍管理システム 法改正対応業務	11,220,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金事業	2,978,049,000
		障がい者福祉施設 整備補助	10,000,000
	2 児童福祉費	大手子どもの家整備	3,600,000
		新かすがいっ子 未来プラン改定業務	3,487,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	42,639,000
	3 清掃費	クリーンセンター啓発棟 ファンコイル等修繕	17,864,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道風線地下道 排水ポンプ更新工事	32,800,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
18,540,500			18,540,500
140,000,000		106,100,000	33,900,000
11,220,000		11,220,000	
868,350,031		868,350,031	
10,000,000			10,000,000
3,600,000			3,600,000
3,487,000			3,487,000
42,638,323		42,638,323	
17,864,000		12,400,000	5,464,000
32,800,000		24,500,000	8,300,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道 7281 号線 舗装整備工事(その2)	8,470,000
		北尾張中央道用地購入	19,435,000
	4 都市計画費	熊野桜佐 土地区画整理事業	115,990,000
		西部第一 土地区画整理事業	257,458,000
		西部第二 土地区画整理事業	16,925,000
		密蔵院東公園 公共施設管理者負担金	80,280,000

(単位：円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
8,470,000			8,470,000
19,434,176	19,434,176		
115,990,000		24,595,000	91,395,000
180,411,200		148,239,000	32,172,200
16,925,000		16,062,500	862,500
80,280,000		76,240,000	4,040,000

報告第4号

令和5年度春日井市水道事業会計継続費の遡次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により
継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費	
				予算額	前年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	東山ポンプ場 整備	1,177,000,000	55,000,000	

(単位：円)

予算現額	支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳	翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				損益勘定 留保資金	
計					
55,000,000		55,000,000	55,000,000	55,000,000	

報告第5号

令和5年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逡次繰越しについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額		
				予計 上 算額	前 年 度 繰 越 額	計
1 資本的 支出	1 建設 改良費	春日井調整 池整備事業	4,323,000,000	682,000,000		682,000,000
		宮調整池業 整備事業	3,535,000,000	554,000,000		554,000,000

(単位：円)

支払義務発生額 (見込)	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企業債	国庫補助金	出資金	
303,200,000	378,800,000	378,800,000	230,509,000	148,291,000		
245,295,000	308,705,000	308,705,000	194,465,000	114,240,000		

報告第6号

令和5年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 支 発 生 額
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道配水管 布設工事 (新開町)	21,450,000	
		上水道配水管 布設工事 (上ノ町外2町)	20,200,000	
		上水道西部第一土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その4)	23,892,000	
		上水道熊野桜佐土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その2)	47,170,000	
		上水道熊野桜佐土地 区画整理事業地内 配水管布設工事 (その3)	47,704,000	
		上水道配水管 布設工事 (出川町外1町)	32,367,000	
		町屋第2水源 インパータ 機能増設工事	12,540,000	

(単位：円)

翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	損益勘定 留保資金	工事収入			
21,450,000	21,450,000				関連する事業の工程変更により工事が遅延したため
20,200,000		20,200,000			土地所有者と調整の結果、復旧の時期が変更となったため
23,892,000		23,892,000			
47,170,000	10,457,000	36,713,000			関連する事業の工程変更により工事が遅延したため
47,704,000	19,738,000	27,966,000			
32,367,000		32,367,000			関連する工事にあわせた工期とするため
12,540,000	12,540,000				材料調達が困難な状況であるため

報告第7号

令和5年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	岩野川排水区浸水 対策検討業務委託	15,000,000		15,000,000
		西部第一・第二地区 雨水管渠等整備事業	219,120,000	81,200,000	137,920,000
		マンショントイレ システム整備事業	9,750,000		9,750,000
		管渠施設改築事業	137,900,000		137,900,000

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越 を要する たな卸資産 の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	出 資 金			
		15,000,000			令和6年能登半島地震災害 応急復旧支援派遣により、 管理技術者が不在となり、 一時、業務が履行不能と なったため
91,000,000	46,920,000				関連工事の影響で工事着手 が遅延したため
7,000,000	2,750,000				国の令和5年度補正予算の 補助金を活用し、令和6年 度の当初予算で計上予定の 事業を前倒して施行するた め
107,900,000	30,000,000				

報告第8号

令和6年度春日井市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算(第1号)を次のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度春日井市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,858,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		24,367,123	88,859	24,455,982
	1 国庫負担金	15,885,381	88,859	15,974,240
歳入合計		122,770,000	88,859	122,858,859

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		16,292,877	88,859	16,381,736
	1 保健衛生費	5,617,773	88,859	5,706,632
歳出合計		122,770,000	88,859	122,858,859

令和 6 年度

春日井市一般会計補正予算（第 1 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	24,367,123	88,859	24,455,982
歳入合計	122,770,000	88,859	122,858,859

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	16,292,877	88,859	16,381,736	88,859				
歳出合計	122,770,000	88,859	122,858,859	88,859				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
1(項) 国庫負担金	15,885,381	88,859	15,974,240
2(目) 衛生費国庫負担金	16,766	88,859	105,625

(3) 歳 出

4(款) 衛生費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 保健衛生費	5,617,773	88,859	5,706,632	88,859				
2(目) 保健予防費	2,421,139	88,859	2,509,998	88,859				

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 負担金	88,859	新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付費負担金

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	88,859	新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付費

報告第9号

令和6年度春日井市一般会計補正予算(第2号)の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算(第2号)を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算(第2号)を次のとおり専決処分する。

令和6年5月27日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度春日井市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,892,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		8,696,557	33,228	8,729,785
	3 県委託金	554,236	33,228	587,464
歳入合計		122,858,859	33,228	122,892,087

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		13,048,231	33,228	13,081,459
	1 教育総務費	2,031,398	33,228	2,064,626
歳出合計		122,858,859	33,228	122,892,087

令和 6 年度

春日井市一般会計補正予算（第 2 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

2 補正予算給与費明細書

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
17 県支出金	8,696,557	33,228	8,729,785
歳入合計	122,858,859	33,228	122,892,087

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
10 教育費	13,048,231	33,228	13,081,459		33,228			
歳出合計	122,858,859	33,228	122,892,087		33,228			

(2) 歳 入

17(款) 県支出金

項 目	補正前の額	補正額	計
3(項) 県委託金	554,236	33,228	587,464
6(目) 教育費県委託金	11,142	33,228	44,370

(3) 歳 出

10(款) 教育費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1(項) 教育総務費	2,031,398	33,228	2,064,626		33,228			
2(目) 事務局費	1,158,859	33,228	1,192,087		33,228			

節		説明
区分	金額	
1 教育指導費 委託金	33,228	ラーケーション推進事業委託金

節		説明
区分	金額	
1 報酬	26,780	人件費 ラーケーション推進事業
3 職員手当等	3,952	
8 旅費	2,496	

2 補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	2,548 (2,019)	1,413,140	8,360,925	6,426,000	16,200,065	3,040,133	19,240,198	
補正前	2,548 (1,967)	1,386,360	8,360,925	6,422,048	16,169,333	3,040,133	19,209,466	
比較	0 (52)	26,780	0	3,952	30,732	0	30,732	

備考 ()内は、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

区分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
	補正後	246,060	194,353	527,981	135,261	226,969	175,657	617,803
補正前	246,060	194,353	527,981	135,261	226,969	175,657	617,803	95,985
職員手当 等の内訳	比較	0	0	0	0	0	0	0
区分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	その他
補正後	21,053	400	2,065,369	1,500,336	473,853	0	5,000	139,920
補正前	21,053	400	2,062,821	1,498,932	473,853	0	5,000	139,920
比較	0	0	2,548	1,404	0	0	0	0

会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	523 (1,995)	1,413,140	1,380,029	882,580	3,675,749	504,502	4,180,251	
補 正 前	523 (1,943)	1,386,360	1,380,029	878,628	3,645,017	504,502	4,149,519	
比 較	0 (52)	26,780	0	3,952	30,732	0	30,732	

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の職員数である。

職員手当 等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当
		補正後			82,818		38,791	36,037	6,445
補正前			82,818		38,791	36,037	6,445	365	
比較			0		0	0	0	0	
等の内訳	区 分	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	そ の 他
		補正後	13	490,017	205,210	19,984			2,900
		補正前	13	487,469	203,806	19,984			2,900
		比較	0	2,548	1,404	0			0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明		備 考
職員手当等	3,952	制度改正に伴う 増減分				
		その他の増減分	3,952	期 末 手 当 勤 勉 手 当	2,548 1,404	

報告第10号

(仮称) 消防署整備工事(建築)の変更契約の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、(仮称)消防署整備工事(建築)の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、(仮称)消防署整備工事(建築)の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和6年3月22日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 (仮称)消防署整備工事(建築)
- 2 契約の相手方 丸彦渡辺・中山特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町4丁目65番地
丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
構成員 春日井市小木田町260番地
株式会社中山建設

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1,545,500,000円	1,566,196,500円

報告第11号

鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（建築）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（建築）
- 2 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	1, 157, 043, 800円	1, 160, 288, 800円

報告第12号

鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（電気）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（電気）

2 契約の相手方 春日井市神屋町字森642番地
株式会社昭電設備

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	170,714,500円	171,536,200円

報告第13号

鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、鳥居松小学校リニューアル工事（機械）の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日

春日井市長 石 黒 直 樹

1 工 事 名 鳥居松小学校リニューアル工事（機械）

2 契約の相手方 春日井市篠木町2丁目1310番地224
株式会社ウカイ設備

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	220,764,500円	224,614,500円

報告第14号

旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事の変更契約の専
決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、旧西藤山台小
学校施設体育館大規模改修その他工事の変更契約について専決処分したので、同
条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事の変更契約について次のとおり専決処分する。

令和6年2月16日

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 旧西藤山台小学校施設体育館大規模改修その他工事
- 2 契約の相手方 春日井市桃山町2丁目4番地
林建設株式会社

3 変 更 内 容

事 項	変 更 前	変 更 後
契約金額	246,400,000円	248,482,300円

報告第 15 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月17日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

番号	事故の概要			賠償額	専決処分日
	発生年月日	事故の種類	発生場所		
	令和年月日			円	令和年月日
1	5. 3. 6	施設事故（側溝蓋による車両破損）	中央台地内	222,853	5. 4. 20
2	4. 11. 29	道路事故（道路凹凸による車両破損）	神屋町地内	86,855	5. 4. 25
3	5. 1. 11	施設事故（家屋調査時の建物破損）	木附町地内	15,345	5. 5. 15
4	5. 3. 30	施設事故（園児投石による建物破損）	宮町地内	56,540	5. 5. 24
5	5. 5. 11	自動車事故（接触による車両破損）	鳥居松町地内	7,859	5. 6. 12
6	5. 5. 25	道路事故（道路凹凸による車両破損）	高蔵寺町地内	8,008	5. 6. 20
7	5. 5. 25	自動車事故（接触による車両破損）	大手町地内	231,240	5. 7. 31
8	5. 7. 31	自動車事故（接触による車両破損）	朝宮町地内	10,960	5. 8. 14
9	3. 4. 21	施設事故（部活動時の損傷）	西山町地内	435,885	5. 8. 22
10	5. 6. 23	自動車事故（接触による車両破損）	名古屋市内	53,900	5. 8. 22
11	5. 7. 27	道路事故（側溝蓋による車両破損）	岩成台地内	4,280	5. 8. 28
12	5. 7. 25	自動車事故（接触による車両破損）	篠木町地内	68,288	5. 9. 4
13	5. 9. 16	施設事故（除草作業時の車両破損）	大泉寺町地内	173,983	5. 10. 2
14	5. 5. 25	道路事故（道路凹凸による車両破損）	高蔵寺町地内	89,562	5. 10. 20
15	5. 7. 4	自動車事故（接触による損傷）	小野町地内	445,325	5. 11. 1
16	5. 10. 6	施設事故（学校門扉による車両破損）	藤山台地内	112,574	5. 11. 10
17	5. 9. 20	自動車事故（接触による構築物破損）	高森台地内	91,832	5. 11. 27
18	5. 10. 18	その他事故（狂犬病予防に関する弁償）	鳥居松町地内	1,100	5. 11. 27
19	5. 12. 3	その他事故（消防活動時の建物破損）	中切町地内	88,000	5. 12. 26
20	5. 9. 8	施設事故（枯枝落下による車両破損）	鳥居松町地内	186,470	6. 1. 16
21	5. 12. 14	自動車事故（接触による車両破損）	廻間町地内	97,500	6. 2. 28
22	5. 11. 7	道路事故（側溝蓋による損傷）	堀ノ内町地内	12,920	6. 3. 3
23	5. 10. 19	自動車事故（接触による車両破損）	庄名町地内	175,132	6. 3. 11
24	6. 1. 25	自動車事故（接触による車両破損）	廻間町地内	288,079	6. 3. 12

25	5. 12. 4	自動車事故（接触による損傷）	八幡町地内	32, 527	6. 3. 1
26	5. 12. 4	自動車事故（接触による車両破損）	八幡町地内	431, 200	6. 3. 29

